

平成24年度障害福祉サービス等の 報酬改定について

平成24年1月31日

平成24年11月31日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 基本的考え方 3

第2 各サービスの報酬改定の基本方向 4

1. 障害福祉サービス等における共通的事項 4

(1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保 4

(2) 物価の動向等の反映 5

(3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価 5

(4) 通所サービス等の送迎の支援に係る評価 8

(5) 食事提供体制加算の適用期限の延長等 9

(6) 地域区分の見直し 10

2. 相談支援 10

(1) 計画相談支援・障害児相談支援 10

(2) 地域移行支援 12

(3) 地域定着支援 13

3. 訪問系サービス 14

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項 14

(2) 居宅介護 15

(3) 重度訪問介護 15

(4) 行動援護 15

4. 生活介護・施設入所支援・短期入所 16

(1) 生活介護 16

(2) 施設入所支援 18

(3) 短期入所 20

5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・自立訓練 . . . 22

(1) 共同生活援助（グループホーム） 22

(2) 共同生活介護（ケアホーム） 22

(3) 自立訓練（生活訓練） 23

6. 就労系サービス 24

(1) 就労移行支援 24

(2) 就労継続支援A型 25

(3) 就労継続支援B型 27

7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応） 28

(1) 障害児通所支援 28

(2) 障害児入所支援 30

(3) 療養介護 31

第3 終わりに 32

別紙1 処遇改善加算（仮称）及び処遇改善特別加算（仮称）の創設について 34

別紙2 障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて 36

〔訪問系サービス〕

居宅介護サービス費 36

重度訪問介護サービス費 37

行動援護サービス費 37

重度障害者等包括支援サービス費 38

〔生活介護・施設入所支援・短期入所〕

生活介護サービス費 39

施設入所支援サービス費 40

短期入所サービス費 41

〔グループホーム・ケアホーム・自立訓練〕

共同生活援助サービス費 42

共同生活介護サービス費 43

機能訓練サービス費 44

生活訓練サービス費 45

宿泊型自立訓練サービス費 45

〔就労系サービス〕

就労移行支援サービス費 46

就労継続支援A型サービス費 47

就労継続支援B型サービス費 47

〔療養介護〕

療養介護サービス費 48

別紙3 地域区分の見直しについて 50

別紙4 障害児通所支援に係る報酬について 60

別紙5 障害児入所支援に係る報酬について 65

第1 基本的考え方

1. これまでの経緯

○ 障害福祉サービス関係費は、義務的経費化を背景として利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上になっている。また、平成24年度予算案においても、対前年度比+16.2%の7,884億円が計上されている。

○ このように障害福祉サービス関係費が着実な伸びを確保している中で、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定については、平成23年12月21日の厚生労働大臣と財務大臣との合意の中で、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とするとともに、改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応することとされた。

○ また、民主党政策調査会厚生労働部門会議障がい者ワーキングチーム(WT)が取りまとめた「当面の障がい福祉施策の推進について」(平成23年12月9日)においては、福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組の継続や、地域で暮らす障害者やその家族の支援のための夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案がなされている。

○ 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、平成23年11月11日から本日まで9回にわたり、27の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを上記の合意等に沿って整理して、取りまとめたものである。

2. 基本的考え方

○ 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の下で、以下の方針に沿って行うこととする。

(1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

○ 良質な障害福祉サービス等には、その提供にあたる良質な人的資源の確保が不可欠である。障害者自立支援対策臨時交付金による基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組については、処遇改善を行う事業所に障害福祉サービス等報酬の中で新たに加算を設けることで、引き続き処遇改善が図られる水準を担保する。

○ その際、障害福祉サービス事業所等は介護保険サービス事業所と比べて交付金の申請率が低く留まっている一方、福祉・介護職員の処遇改善を行うために必要な経費の事業規模に対する比率が高い構図があることを踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、本来の処遇改善加算の取得が困難な場合について一定の配慮を行う。

○ 前回改定以降、物価は下落傾向にあることから、改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、これを原則として障害福祉サービス等の基本報酬に反映させることとする。なお、基本報酬の引下げにより福祉・介護職員の処遇が後退するのは改定全体の趣旨に反することからも、上記のとおり、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるための一定の配慮が必要となる。

(2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

○ 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等を行う。また、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定を行う。

○ 一方で、これらの政策改定を行うためにも所要の財源を確保する必要があることから、前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化を行う。

第2 各サービスの報酬改定の基本方向

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保

○ 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費が事業者に交付されてきたが、これを障害福祉サービス等報酬の中で対応することとし、新たに処遇改善加算(仮称)を創設する。なお、加算率は直近のデータに基づいて設定する。

○ その際、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設する。なお、この加算についても、障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかという点についての検証のための調査を行うとともに、当該検証結果を踏まえ、次回改定時にその取扱いについて検討を行うこととする。

→「処遇改善加算(仮称)及び処遇改善特別加算(仮称)の創設について」(別紙1)参照

(2) 物価の動向等の反映

○ 前回改定以降の物価の下落傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直し(▲0.8%)を行う。

○ その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえ対応する。また、同行援護については、昨年10月のサービス創設から間もなく経営実態に係るデータ等の蓄積もないことから、今回は物価の下落傾向の反映は見送ることとし、次回改定時に経営実態等も踏まえて検討を行うこととする。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2)、「障害児通所支援に係る報酬について」(別紙4)及び「障害児入所支援に係る報酬について」(別紙5)参照

(3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価

○ 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月から、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携等の一定の条件下で、たんの吸引等を実施することができることとなる。

○ 障害福祉サービス等における介護職員等によるたんの吸引等の実施については、各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援が評価されるよう、以下のとおり評価を行う。

- 施設入所支援(障害者支援施設)においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定要件における「特別な医療が必要であるとされる者」に準ずるものとして、腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者を含める。

● 重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定要件の見直し

[現行] 特別な医療が必要であるとされる者が利用者の数の合計の100分の20以上であること等

[見直し後] 特別な医療が必要であるとされる者又は腸ろうによる経管栄養若しくは経鼻経管栄養が必要とされる者が利用者の数の合計の100分の20以上であること等

- 生活介護においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、人員配置体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定要件のうち利用者に関する要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。

● 人員配置体制加算(Ⅰ)の算定要件の見直し

[現行] 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者)が利用者の数の合計の100分の60以上であること等

[見直し後] 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が利用者の数の合計の100分の60以上であること等

● 人員配置体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し

[現行] 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者)が利用者の数の合計の100分の50以上であること等

[見直し後] 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が利用者の数の合計の100分の50以上であること等

看護職員を配置することとされていない日中活動系・居住系サービス等（*）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

* 短期入所（医療型短期入所を除く）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助（グループホーム）。なお、宿泊型自立訓練については、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。

●医療連携体制加算（Ⅲ）【新設】500単位（看護職員1人1日当たり）
看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算（Ⅳ）【新設】100単位（利用者1人1日当たり）
介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

訪問系サービス（*）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の対象として、たんの吸引等が必要とする者を追加する。また、特定事業所加算（Ⅰ）の算定が困難である事業所については、たんの吸引等が必要となる者に対する支援体制について、利用者1人につき1日当たりの定額の加算により評価する。

* 居宅介護、重度訪問介護、同行支援及び行動支援。なお、重度障害者等包括支援においては、居宅介護、重度訪問介護、同行支援又は行動支援においてたんの吸引等を実施した場合に限り、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、加算により評価する。

●特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の見直し
【現行】前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の50以上であること

【見直し後】前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者及びたんの吸引等が必要とする者の占める割合が100分の50以上であること

●喀痰吸引等支援体制加算（仮称）【新設】100単位（利用者1人1日当たり）

特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

福祉型障害児入所施設においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害児支援加算の対象として、たんの吸引等が必要とする者を追加する。

●重度障害児支援加算の算定要件の見直し
【現行】機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

【見直し後】機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又はたんの吸引等を必要とする者

看護職員を配置することとされていない児童発達支援（主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）及び放課後等デイサービス（主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員等の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

●医療連携体制加算（Ⅲ）【新設】500単位（看護職員1人1日当たり）
看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算（Ⅳ）【新設】100単位（利用者1人1日当たり）
介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

(4) 通所サービス等の送迎の支援に係る評価

○障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、通所サービス等利用促進事業により、通所サービス及び短期入所における送迎の実施について助成が行われてきたが、引き続き送迎を実施することにより利用者がサービスを利用しやすくなるため、これを障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算（仮称）を創設する。

- 加算単価については、通所サービス等利用促進事業の平均的な実績を参考として設定するほか、重度の障害者の送迎など付加が必要なものについては、追加加算を行う。

●送迎加算（仮称）【新設】

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

[生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合]
27単位/回

* 生活介護の利用者で、障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等が必要とする者）が100分の60以上いる場合、さらに14単位/回を加算。

(注) 100分の60以上の要件の適用に当たっては、重症心身障害児(者)通園事業から移行した医療型を含む児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合における、当該通園事業を利用して18歳以上の者で障害程度区分の認定を受けていないものであつて、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する者も含めて判定される。

[短期入所の場合] 186単位/回

- (5) 食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成24年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。

- 宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の加算単価について、食事の提供回数が同じ短期入所等と同水準に引き上げる。

●宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の取扱いの見直し

[現行] 食事提供体制加算（Ⅱ）（42単位/日）を算定。

[見直し後] 食事提供体制加算（Ⅰ）（68単位/日）を算定。

- (6) 地域区分の見直し

- 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）を採用する。

- その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合（18%、15%、12%、10%、6%、3%及び0%）を採用し、官署が所在しない地域等のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方（*）を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。

* 国家公務員の地域手当の対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっていない複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。

- 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の1単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成27年度からとし、平成24年度から平成26年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。

- なお、障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などの他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

2. 相談支援

- (1) 計画相談支援・障害児相談支援

(評価体系)

○ 基本報酬については、介護保険制度の居宅介護支援費との均衡を考慮して設定されている現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて設定する。その際、現行の特定事業所加算の算定要件は市町村の委託要件等を除き指定要件に組み入れられることを踏まえ、特定事業所加算分を基本報酬に組み入れて、報酬単位を引き上げる。

○ 新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成については、介護保険制度の初回加算を参考として、基本報酬を上乗せする。

● 計画相談支援の報酬体系【新設】

サービス利用支援	1, 600 単位/月
継続サービス利用支援	1, 300 単位/月
特別地域加算	+15/100
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月

● 障害児相談支援の報酬体系【新設】

障害児支援利用援助	1, 600 単位/月
継続障害児支援利用援助	1, 300 単位/月
特別地域加算	+15/100
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月

(その他)

○ 介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に障害福祉のサービス等利用計画の作成を求めめる場合であって同一の者が作成を担当する場合には、利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、報酬上、所要の調整を行う。

● 計画相談支援と介護保険の居宅介護支援等との調整【新設】

サービス利用支援	
[居宅介護支援費(要介護1・2)が併算される場合]	900 単位/月
[居宅介護支援費(要介護3~5)が併算される場合]	600 単位/月
[介護予防支援費が併算される場合]	1, 488 単位/月
継続サービス利用支援	
[居宅介護支援費(要介護1・2)が併算される場合]	600 単位/月

[居宅介護支援費(要介護3~5)が併算される場合] 300 単位/月
[介護予防支援費が併算される場合] 1, 188 単位/月

(2) 地域移行支援

(基本的考え方)

○ 地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、計画相談支援等と同様に、毎月定額の報酬を算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて報酬を算定する仕組みとする。

(毎月の包括的なサービスの評価)

○ 毎月定額で算定する報酬については、利用者への訪問による支援(訪問相談や同行支援)を週1回程度行うことを基本として、現行の補助事業において自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。算定要件については、対象者の状況により関係機関とのケア会議や連絡調整等、利用者への訪問による支援以外の業務負担が多くなる場合も想定されることから、利用者への訪問による支援を少なくとも月2回以上行うこととする。

● 地域移行支援サービス費(仮称)【新設】 2, 300 単位/月

(特に支援が必要となる場合等の評価)

○ 特に業務量が集中する退院・退所月においては、さらに一定単位を加算することとし、当該加算単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。また、退院・退所月以外についても、利用者への訪問による支援を集中的に実施した場合については、一定単位を加算する。

● 退院・退所月加算(仮称)【新設】 2, 700 単位/月

● 集中支援加算(仮称)【新設】 500 単位/月

退院・退所月以外に月6日以上支援を行った場合に算定。

○ 相談支援事業者の委託等による障害福祉サービスの体験利用や一人暮らしに向けた体験宿泊についても、報酬上評価する。具体的には、一定の上限の下、支援日数に応じて算定する仕組みとし、報酬単位については、体験利

用の場合は日中活動系サービスの報酬を、体験宿泊の場合は共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の体験宿泊の報酬を、それぞれ参考に設定する。

●障害福祉サービス事業の体験利用加算（仮称）【新設】 300単位/日
 障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

* 利用者が入所する障害者支援施設等の従事者が、体験利用日の日中に介護等の支援を行った場合や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った場合には、当該障害者支援施設等の報酬として、日中部分に係る報酬の所定単位数に代えて、障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算（仮称）【新設】（300単位/日）を算定できることとする。

●体験宿泊加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 300単位/日
 一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

●体験宿泊加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 700単位/日
 夜間支援を行う者を配置して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

* 体験宿泊日については、利用者が入所する障害者支援施設等の報酬として、入院・外泊時加算（Ⅰ）（P. 2.0参照）が算定できる。

（その他）

○ 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

●特別地域加算【新設】 +15/100

（3）地域定着支援

（基本的考え方）

○ 地域定着支援については、常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組みとする。

（常時の連絡体制の確保の評価）

○ 常時の連絡体制の確保の報酬については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。

●地域定着支援サービス費（仮称）【新設】
 【体制確保分】 300単位/月

（緊急時の支援の評価）

○ 緊急時の支援については、居宅への訪問や緊急時に相談支援事業所の直直室等で滞在型の支援を行った場合に、支援日数に応じて報酬を算定することとし、報酬単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例や居宅介護の報酬を参考に設定する。

●地域定着支援サービス費（仮称）【新設】
 【緊急時支援分】 700単位/日

* 1泊2日の支援を行った場合には2日分算定できる。

（その他）

○ 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

●特別地域加算【新設】 +15/100

3. 訪問系サービス

（1）訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項

（サービス提供責任者の配置基準の見直し）

○ 介護報酬改定の動向を踏まえ、サービス提供責任者の配置基準について、サービス提供責任者の主たる業務である居宅介護等計画の作成に応じた適切な人数を配置するため、サービス提供時間又は従業者の数に応じた基準から利用者数に応じた基準へと見直す。

●サービス提供責任者の配置基準の見直し

＜居宅介護、同行援護及び行動援護＞

〔現行〕以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

〔見直し後〕以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

＜重度訪問介護＞

〔現行〕以下のいずれか

- ① サービス提供時間1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が5人又はその端数を増すごとに1人以上

〔見直し後〕以下のいずれか

- ① サービス提供時間1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

(2) 居宅介護

(家事援助の時間区分の見直し)

- 利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行う。

→ 「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(3) 重度訪問介護

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。

(4) 行動援護

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。

4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

(1) 生活介護

(人員配置体制加算の適正化)

- 人員配置体制加算は、前回改定において生活介護の基本報酬を平均障害程度区分に基づく評価体系から利用者個人の障害程度区分に基づく評価体系へと改めた際に、手厚い配置を行う事業所を評価するために創設された。基本報酬や人員配置体制加算の水準については、大半の事業所において報酬改定前の報酬水準を下回らないような単位設定とされたが、併せて報酬改定後の影響について検証を行うこととされていたところ。

- 前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。なお、利用定員20人以下の小規模事業所については、平成21年度改定で地域における小規模事業所の役割に着目して新たに基本報酬区分が設けられた経緯も踏まえつつ、今回、基本報酬の適正化を見送ったこととの整合性を踏まえ、人員配置体制加算についても今回は見直しの対象としない。

● 人員配置体制加算の見直し(平成24年度)

〔現行〕

	〔現行〕	〔見直し後〕
人員配置体制加算(Ⅰ)		
利用定員が21人以上60人以下	265単位/日	→ 239単位
利用定員が61人以上	246単位/日	→ 221単位
人員配置体制加算(Ⅱ)		
利用定員が21人以上60人以下	181単位/日	→ 154単位
利用定員が61人以上	166単位/日	→ 141単位
人員配置体制加算(Ⅲ)		
利用定員が21人以上60人以下	51単位/日	→ 43単位
利用定員が61人以上	44単位/日	→ 37単位

●人員配置体制加算の見直し（平成25年度）

	[現行]	[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）		
利用定員が21人以上60人以下	265単位/日	→ 225単位
利用定員が61人以上	246単位/日	→ 209単位
人員配置体制加算（Ⅱ）		
利用定員が21人以上60人以下	181単位/日	→ 145単位
利用定員が61人以上	166単位/日	→ 133単位
人員配置体制加算（Ⅲ）		
利用定員が21人以上60人以下	51単位/日	→ 41単位
利用定員が61人以上	44単位/日	→ 35単位

●人員配置体制加算の見直し（平成26年度以降）

	[現行]	[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）		
利用定員が21人以上60人以下	265単位/日	→ 212単位
利用定員が61人以上	246単位/日	→ 197単位
人員配置体制加算（Ⅱ）		
利用定員が21人以上60人以下	181単位/日	→ 136単位
利用定員が61人以上	166単位/日	→ 125単位
人員配置体制加算（Ⅲ）		
利用定員が21人以上60人以下	51単位/日	→ 38単位
利用定員が61人以上	44単位/日	→ 33単位

* なお、平成20年4月から行動援護の対象者が「障害程度区分3以上であって障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の者」から「8点以上の者」に拡大されたこととの整合を図る観点から、生活介護の人員配置体制加算の重度障害者要件の対象者のほか、ケアホーム、短期入所及び施設入所支援の重度障害者支援加算並びに重度障害者等包括支援の対象者について、「8点以上の者」として行動援護の対象者が評価されるようにする。

（大規模事業所の基本報酬の適正化）

○ 定員81人以上の大規模事業所について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、基本報酬の見直しを行う。

●大規模生活介護事業所の基本報酬の見直し

定員81人以上の大規模事業所（複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合）については、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。）については、基本報酬の1.000分の99.1を算定する。

（サービス利用時間に応じた基本報酬の設定）

○ 日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者により、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から基本報酬の見直しを行う。

●延長支援加算（仮称）【新設】

[1時間未満の場合]	61単位/日
[1時間以上の場合]	92単位/日

●開所時間減算（仮称）【新設】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。
* 開所時間数は運営規程の営業時間（ただし、送迎のみを行う時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が4時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。

(2) 施設入所支援

（夜間支援体制の評価の充実）

○ 夜間の職員体制について、生活介護の人員配置体制加算の見直しにより、夜勤職員等の体制が手薄にならないよう、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

●夜勤職員配置体制加算の見直し

	[現行]	[見直し後]
利用定員が21人以上40人以下	38単位/日	→ 49単位/日
利用定員が41人以上60人以下	30単位/日	→ 41単位/日
利用定員が61人以上	25単位/日	→ 36単位/日

（矯正施設から退所した利用者等への支援の充実）

○ 矯正施設から退所した利用者等への支援の充実を図る観点から、地域生活移行個別支援加算の算定要件を緩和する。

● 地域生活移行個別支援加算の算定要件の見直し

[見直し後] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。

[見直し後] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること(当該施設の運営規程における対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)

(経口維持加算の算定要件の緩和)

○ 入所者に対する経口維持の支援を促進する観点から、現行の経口維持加算の算定要件の緩和を行う。

● 経口維持加算の算定要件の見直し

経口維持加算の算定要件については、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

(栄養マネジメント加算の算定要件の経過措置の延長)

○ 平成24年3月31日までの経過措置とされている栄養マネジメント加算の管理栄養士配置要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児入所支援においても同様の措置を講ずる。

(報酬請求事務の簡素化のための加算の整理)

○ 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には、一定の減算を行う。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

● 入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算の見直し

[見直し後] 入院・外泊時加算(3月に限り、1月に8日を限度として算定) 320単位/日
利用定員が60人以下

利用定員が61人以上80人以下	272単位/日
利用定員が81人以上	247単位/日
長期入院等支援加算(3月に限り算定)	
利用定員が60人以下	160単位/日
利用定員が61人以上80人以下	136単位/日
利用定員が81人以上	123単位/日
[見直し後] 入院・外泊時加算(Ⅰ)【新設】(8日を限度として算定)	
利用定員が60人以下	320単位/日
利用定員が61人以上80人以下	272単位/日
利用定員が81人以上	247単位/日
入院・外泊時加算(Ⅱ)【新設】	
(加算(Ⅰ)に引き続いて82日を限度として算定)	
利用定員が60人以下	191単位/日
利用定員が61人以上80人以下	162単位/日
利用定員が81人以上	147単位/日

● 栄養士配置加算の基本報酬への組み込みに伴う減算の新設

[管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合]

利用定員が40人以下	27単位/日を減算
利用定員が41人以上60人以下	22単位/日を減算
利用定員が61人以上80人以下	15単位/日を減算
利用定員が81人以上	12単位/日を減算
[配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合]	
利用定員が40人以下	12単位/日を減算
利用定員が41人以上60人以下	10単位/日を減算
利用定員が61人以上80人以下	7単位/日を減算
利用定員が81人以上	6単位/日を減算

(3) 短期入所

(単独型事業所の評価の充実)

○ 短期入所サービスの提供基盤の充実を図る観点から、障害者支援施設等の入所施設以外の事業所(いわゆる単独型事業所)によるサービスについて、経営実態調査の結果等を踏まえ、現行の加算単位を引き上げる。

● 単独型加算の見直し

[見直し後] 130単位/日 → [見直し後] 320単位/日

5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・自立訓練

(1) 共同生活援助（グループホーム）

（夜間支援体制の評価）

- 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

● 夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位/日

* 現行の夜間防災体制加算は、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算できる。

（通勤者の生活支援の評価）

- 一般就労する利用者支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活援助（グループホーム）も算定対象とする。

(2) 共同生活介護（ケアホーム）

（夜間支援体制等の評価）

- 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

● 夜間支援体制加算（Ⅱ）【新設】 10単位/日

* 現行の夜間支援体制加算は、夜間支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）も加算（Ⅱ）も夜間の連絡・支援体制を評価しているため、併算できない。

- 夜間も含め重度障害者への支援の充実を図る観点から、重度障害者支援加算の加算単位数を引き上げる。

● 重度障害者支援加算

【現行】 26単位/日 → 【見直し後】 45単位/日

（医療型短期入所の評価の充実）

- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備を促進する観点から、医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を評価する加算を創設する。

● 特別重度支援加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 388単位/日

超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。

● 特別重度支援加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 120単位/日

超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。

（空床確保・緊急時の受入れの評価）

- 短期入所サービスにおける緊急時の円滑な受入れを促進させる観点から、空床確保や緊急時の受入れを評価する加算を創設する。

● 緊急短期入所体制確保加算（仮称）【新設】 40単位/日

* 空床利用型事業所は空床利用が前提となっているため、算定できない。

● 緊急短期入所受入加算（仮称）【新設】

[福祉型短期入所サービスの場合] 60単位/日

[医療型短期入所サービスの場合] 90単位/日

* 空床利用型の医療型短期入所サービスを除き、緊急短期入所体制加算（仮称）を算定している場合に限り算定。

（注）緊急短期入所体制確保加算（仮称）及び緊急短期入所受入加算（仮称）については、介護報酬改定の動向を踏まえ対応。

（医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応）

- 医療型短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を創設する。

→ 「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(通勤者の生活支援の評価)

- 一般就労する利用者や支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活介護(ケアホーム)も算定対象とする。

(事業所の規模に応じた評価の適正化)

- 定員21人以上の事業所のうち一体的な運営が行われている共同生活住居について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、評価を適正化する。

●共同生活介護サービス費の見直し

- 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。
 - * 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内(近接地を含む。)であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。
 - * グループホーム・ケアホーム・ケアホーム・一体的な運営が行われている共同生活住居のグループホーム・ケアホームの入居定員の合計数が21人以上である場合には、ケアホームの利用者についてののみ本減算を適用する。

(3) 自立訓練(生活訓練)

(看護職員の配置の評価)

- 健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。

●看護職員配置加算(Ⅰ)(仮称)【新設】 18単位/日

(短期滞在加算の廃止)

- 継続して居室の提供を受けていた者が利用している場合の短期滞在加算の算定については、その利用実態等を踏まえ、廃止する。

【宿泊型自立訓練】

(夜間支援体制の評価)

- 夜間及び深夜の時間帯において、防災体制や利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評

価する加算を創設する。

●夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)(仮称)【新設】 12単位/日

防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。

●夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)(仮称)【新設】 10単位/日

利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。

* なお、加算(Ⅰ)は夜間の防災体制を、加算(Ⅱ)は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算できる。

(看護職員の配置の評価)

- 健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。

●看護職員配置加算(Ⅱ)(仮称)【新設】 13単位/日

(長期間の支援が必要な利用者に対する評価の見直し)

- 長期間入院していた者など長期間の支援が必要な利用者に係る報酬単位について、その支援の実態等を踏まえ、利用開始から3年間は一定とする。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(通勤者生活支援加算の算定要件の緩和)

- 一般の事業所に雇用されている利用者に対する支援をより拡充する観点から、利用者の勤労実態等を踏まえた上で、現行の通勤者生活支援加算の算定要件を緩和する。

●通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の事業所に雇用されている利用者の割合が

【現行】100分の70以上 → 【見直し後】100分の50以上

6. 就労系サービス

(1) 就労移行支援